

奈良県告示第三百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項又は第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和八年三月六日

奈良県知事 山下 真

指定介護機関の 名称又は氏名	指定介護機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
アスケア訪問入 浴大和郡山	大和郡山市南郡 山町三三〇一	(開設者) アサヒサンクリ ーン株式会社 (名称)	(開設者) 株式会社AS Care (名称)	令和七年十一 月二十二日
アスケア訪問入 浴天理	天理市川原城町 八一二一 今 西ビル二階二〇 一号	(開設者) アサヒサンクリ ーン株式会社 (名称)	(開設者) 株式会社AS Care (名称)	令和七年十一 月二十二日

(次頁に続く。)

<p>アスケア訪問入浴 櫃原</p>	<p>櫃原市中曾司町 一三二―一四 中曾司町テナン ト</p>	<p>(開設者) アサヒサンクリ ーン株式会社 (名称) アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター 櫃原</p>	<p>(開設者) 株式会社AS Care (名称) アスケア訪問 入浴 櫃原</p>	<p>令和七年十一 月二十二日</p>
-------------------------------	--	---	---	--------------------------------